

平成 29 年度 第 1 回中野市都市計画審議会議事録

日 時	平成 30 年 1 月 18 日（木曜日）午後 2 時 30 分
場 所	中野市市民会館 43 号会議室
出席委員	中村秀人委員、柳沢吉保委員、永沢清生委員、百瀬敦志委員、木下昌明委員、金子裕委員、中島源委員、小林貴三子委員、松村直樹委員、金子雄三委員、中村幹夫委員、江川和巳委員、勝山ジュン委員
欠席委員	東英司委員
市職員	建設水道部長 山岸功、 都市計画課長 小嶋昭一、 都市計画課監理計画係長 富田訓宏、 都市計画課監理計画係主査 山田真一
傍聴人	なし
1 開 会 小嶋課長	<p>定刻になりましたので、ただいまから中野市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日の審議会の進行を務めさせていただきます都市計画課長の小嶋と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>本日の審議会の成立要件についてであります。中野市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、委員の皆さまの半数をもって、会議が成立することとなっております。</p> <p>本日は、委員 14 名中 13 名の出席をいただいております。委員の半数以上の出席要件を満たしておりますので、本審議会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、東委員からは欠席する旨の連絡をいただいておりますのでご了承ください。</p> <p>では、はじめに、山岸建設水道部長からごあいさつ申し上げます。</p>

## 2 あいさつ

山岸部長

皆さん、こんにちは。建設水道部長の山岸と申します。

本日は、市長が他の公務により出席できませんので、私の方から平成29年度の第1回中野市都市計画審議会開催にあたりましてご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、公私ともご多用の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から中野市の行政にご理解ご協力をいただきまして、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

本日は、このあと改めてご説明させていただきますが、使用済きのこ培地を再生培地また堆肥として再利用するための施設の整備を予定している事業者からの建築基準法第51条ただし書きの規定による許可申請に基づきまして、当該施設の「敷地の位置」について皆様にご審議いただく予定でございます。

本件につきましては、許可権者である特定行政庁の長野県から意見を求められているものでございます。本日審議いただきまして、審議結果を踏まえ長野県へ回答していきたいと考えております。

市といたしましては、委員の皆さまの忌憚のないご意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

小嶋課長

ここで、新しく委員になられました方を建設水道部長からご紹介させていただきます。なお、本来であれば、お一人ずつ委嘱状をお渡しするところでございますが、この後の会議の進行上、あらかじめ委員の皆様のお席に委嘱状を配布させていただいておりますのでご了承いただきたいと思います。

山岸建設水道部長

(委員の紹介)

小嶋課長

会議に入る前に、会長代理についてご説明申し上げます。

中野市都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長代理は会長が指名した委員があたることになっています。

会長代理につきましては、中野市区長会の前副会長の松島さんにご就任いただいておりますが、役員交代に伴い都市計画審議委員を辞任されております。そこで、新しい会長代理には、中村会長から事前に指名していただきました中野市区長会副会長の中島委員にご就任いただいておりますので、ご承知おき願います。

では、お手元に配布してあります会議資料の確認をいたします。  
まず、1枚目が「次第」でございます。次に、「委員名簿」  
次に、本日の「席次表」、次に、「中野市都市計画審議会条例」で裏面  
刷りでございます。次に、事前に配布してあります「建築基準法第  
51条の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物処理施設）の用  
途に供する敷地の位置について」の資料でございます。最後に、「報  
告 中野都市計画道路西町上小田中線及び立ヶ花東山線の事業認可  
について」の資料でございます。

では、議事に入ります。  
中野市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、会議の議長は  
会長が務めることになっておりますので、以降の進行を中村会長にお  
願いしたいと思っております。

### 3 議 事

中村会長

ご紹介いただきました当審議会会長で、中野市農業員会会長の中村で  
ございます。初めての方もいらっしゃると思いますが中野市の都市計画のた  
めにご尽力いただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいた  
します。

早速ですが、議事を進めて参ります。  
議案第1号につきまして、中野市長から諮問の申し出がありましたの  
で諮問を受けさせていただきます。

（諮問）

それでは、諮問のありました件について審議して参ります。議案第1  
号の「建築基準法の規定に基づくその他処理施設（一般廃棄物処理施  
設）の用途に供する敷地の位置について」、事務局から説明をお願い  
します。

### 富田係長

都市計画課監理計画係長の富田と申します。よろしくお願ひします。  
議案第1号の資料の1ページ目をお願ひします。

I 経過でございますが、使用済みきのご培地をリサイクル培地や堆肥  
として再利用するため、使用済みきのご培地の発行・乾燥処理など  
を行う施設整備を予定している事業者から建築基準法第51条ただし

書きの規定による許可申請が特定行政庁である長野県あてに提出されました。

次にⅡでございます。都市計画審議会に付議する理由ですが、建築基準法第 51 条では、都市計画区域においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとされています。ただし、都市計画決定がなされていない場合は、特定行政庁、今回の場合は、長野県が中野市都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、新築し、又は増築することが可能となると定められています。

今回設置する施設につきましては、「その他政令で定める処理施設」に該当します。

2 ページ目をお願いします。その他政令で定める処理施設でございますが、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2、法 51 条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第 1 項のごみ処理施設でございます。

第 5 条第 1 項ですが、一般廃棄物処理施設で、法第 8 条第 1 項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が 5 トン以上のごみ処理施設でございます。今回の施設につきましては、処理能力が 1 日あたり 45 トンの処理能力でありますので、一般廃棄物処理施設に該当いたします。従いまして、一般廃棄物処理施設であります今回の使用済きのこ培地リサイクル施設につきましては、都市計画決定がなされていませんので、中野市都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて県が許可した場合に、新築又は増築が可能となることとなります。

今回、申請者から建築基準法第 51 条ただし書きの許可申請により、特定行政庁である県から中野市に都市計画審議会への付議依頼がありましたのでこれを諮問しご審議いただくものでございます。

審議した結果を市長へ答申していただき、市の意見とし県へ報告いたします。その後、県で許可、不許可の結果を申請者へ通知するという流れであります。

3 ページをお願いします。併せて、別紙 1 の位置図をご覧ください。  
Ⅲの一般廃棄物処理施設の概要についてであります。

1 の敷地の位置であります。中野市大字七瀬字前田 37-1 の一部、  
43-1、44-1 であります。(別紙 1 位置図)

用途は、非線引き区域の無指定であります。いわゆる、市街化区域、  
市街化調整区域などの区域区分が定められていない都市計画区域の  
中の用途地域が定められていない無指定の箇所になります。

2 の申請者ですが、中野市大字吉田 166-2 農事組合法人ひらの培養  
センター 代表理事 長島政弘氏であります。

3 の敷地面積であります。別紙 2 の配置図をご覧ください。

敷地面積は 4,642.21 m<sup>2</sup>であります。

4 の施設の種類であります。使用済きのこ培地リサイクル施設、一  
般廃棄物処理施設であります。

5 の廃棄物の種類ですが、使用済きのこ培地であります。

6 の事業内容・工程等につきまして、別紙 3 の作業フロー図をご覧  
ください。申請者の農事組合法人は、エノキタケ生産者組合員等から収  
穫後の使用済きのこ培地を回収し、発酵、乾燥処理などを行い、再生  
培地としてリサイクル、また、堆肥として再利用し、コスト削減や資  
材の有効利用を図る、としております。

7 の処理能力につきましては、一日当たり 45 トンであります。

(別紙 3 により作業フローを説明)

4 ページをお願いします。Ⅳ周辺の土地利用状況であります。

併せて別紙 1 の位置図もご覧ください。

当該敷地は主要地方道中野豊野線、志賀中野有料道路の高架の北側に  
隣接しており、西には長丘丘陵があり、周囲は一部事業用地として使  
われているほか、きのこ栽培工場と農地に囲まれています。当該敷地  
から、東側約 80m のところに直近の人家があり、その他の人家が対  
象施設から 100m から 150m の範囲内に数軒存在します。

別紙 4 の周辺の公共施設位置図をご覧ください。周辺の公共施設のう  
ち、中野平中学校までは直線で約 550m、平野保育園までは約 900m、  
平野小学校までは 1,050m 離れています。

次にⅤの周辺環境への影響であります。当該施設の計画については、  
廃棄物処理施設の設置許可、これは環境サイドの許可になりますが、  
許可を取得するにあたり、生活環境影響調査を行い、当該施設による  
周辺環境への影響、大気質、騒音、振動、悪臭などについて現況及び  
予測調査を行っています。

当該施設による周辺環境への影響は小さいもしくは現況どおりであるとの調査結果が得られています。なお、当該施設稼働後は騒音、悪臭について定期的な測定を行うこととしています。

5ページをお願いします。Vの都市計画上の支障についてであります。次の理由から、当該施設の敷地の位置については都市計画上支障がないと考えられます。

まず、用途が指定されている地域ではないこと。学校などの公益的施設は、距離・地形的に影響がない位置関係にあること。周辺環境に与える影響については、予測値が著しく基準値を上回ることはなく、周辺環境への影響は小さいもしくは現況どおりであること。中野市都市計画マスタープランにおける全体構想において、当該敷地位置は農業基盤の維持に努めるとされている田園地域ゾーン内に位置しており、他の都市施設整備計画などが無いこと。最後に、地元区及び隣接区の同意が得られていることから都市計画上の支障はないものと考えられます。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

中村会長

ただ今の事務局からの説明で、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

中村委員

この手の話は、後から問題になってくることが多いと思うのですが、地域住民への説明の状況、また、トラックの往来もあろうかと思うのですが、交通、道路の状況については。

山田主査

地元住民への説明ということではありますが、地元区は七瀬区になりまして、当該事業者から、区長をはじめとした区役員へ説明を行い、そこから、七瀬区は11班から構成されていまして、各班から1名、区全体から8名の計19名により構成された協議会の了承を得て、苦情等があった場合には誠意をもって対応することという条件を付して同意している経過があります。

隣接する吉田区におきましても、事業者から区役員へ説明を行い、同意を得ております。

交通、道路につきましては、当該施設の北側、西側が市道になりまして、当該事業者が所有する2トン車7台により近隣の生産者から使用済の培地を回収するため、北側及び西側の市道を使用する状況になります。大型車としましては、堆肥を運搬する10トン車になりますが、

現時点でも、使用済培地を当該敷地の既存施設から運んでいますので新たな施設を整備しても車両台数としては現時点と変更ないということです。交通との関係から通学路との関係もお話しさせていただきます。当該施設の北側の市道が通学路となっています。当該施設の稼働時間が朝9時から夕方5時までの予定でいることから、朝方については、通学時間と重なることはないと思われませんが、帰りの時間帯は重なってきます。事業者側は、運転手に交通安全の教育と啓発の推進を図っていき、また、道路幅員も狭いところですので、歩行者や地元車を優先するよう指導徹底を図っていき、通学時間帯については、出来るだけ運行を避ける事業計画とするとのことであります。

中村委員

お願いしたいことは、子供の命、人間の命は地球より重たい。どうしても忙しくなってくると交通量も増えてくると思います。そのあたりを考慮しながら運営できるような形をぜひ望みます。

小林委員

コーンコブを使用した培地というものは、発酵したときにもものすごいにおいが発生すると聞いたことがあり、においを嗅いだ経験もあるのですが、においの対策はどのようになっていますか。

山田主査

(別紙3の作業フロー図で説明)  
培地を掻き出した後、蒸気殺菌などを行い、においの元となるたんぱく質を分解する酵素を吹きかけるとのことです。施設においての扉の開閉時やファンなどから若干漏れることは考えられますが、施設の気密性や酵素の影響等からも、だいぶ抑えられるものと考えられます。  
生活環境影響調査の結果からも、基準値以下ということの予測値が出ております。

山岸部長

補足いたしますが、野積みされているものは嫌気性と言って腐敗臭がします。今回の場合は、好気性発酵、いわゆる有効なものの方向にもっていくもので、施設内で行われるものになります。

柳沢委員

元々既存工場があるわけですが、どのような工場なのか。それから、リサイクル施設ということですが、そもそも需要はどのくらいあるのか。需要が無くなってしまったときに中野市としてどのような対応をしていくのかということをお聞かせください。

山岸部長	<p>既存の工場は、各生産者から使用済みのきのこ培地を回収し、掻き出しなどを行う施設です。</p> <p>中野市としましては、特にエノキタケの生産量は全国シェアの4割で日本一の生産量であります。菌茸類の価格が低迷しているため、原材料費を抑えるということが重要となってきます。今あるきのこ産業を強靱化していくためにもこのようなシステムが必要になってくるといことで、それだけの需要は見込めるということでございます。</p> <p>また、バイオマスタウンということでも15年ほど前に計画を立てておりますが、使えるものは有効に使うということでも、バイオマスタウンに基づく事業であると考えています。</p>
永沢委員	<p>今回の施設が、なぜ人家の近く、また優良農地で計画されたのかその経緯を教えてください。また、乾燥となると水も当然出てくると思うのですが、水処理はどのようなになるのか教えてください。</p>
山岸部長	<p>農事組合法人はきのこ生産者の組合、組織であり、この近隣の生産者の使用済培地を回収しやすいなどの利便性、また近くに培地作りを行う培養センターがあることなど地の利にかなった場所であろうかと思えます。</p>
山田主査	<p>処理工程における水につきましては、発生するのはボイラーの循環水のみで、それ以外の水分は蒸発します。</p>
山岸部長	<p>※1 敷地内雨水については、自己完結型で地下浸透をさせるとの資料の提出をいただいています。</p>
中村会長	<p>北と南に用水路があるが。</p>
山岸部長	<p>用水路につきましては、北側、南側に水路があります。まず、南側の水路につきましては、公社が所有している志賀中野有料道路敷地内の雨水排水でございますが、こちらには流出させないということです。また、北側の用水につきましても流出しない。敷地内の雨水については、敷地内で地下浸透させていくということでもあります。</p>
中村会長	<p>浄化槽があるとかそういうことでないのですか。</p>



山岸部長

し尿については汲取りになりますが、雨水については、敷地内の地下に浸透させていきます。この件につきましては改めて開発行為で審査対象となります。

柳沢委員

先ほどの部長さんの説明の中で、使用済培地を持ってきやすい、つまりアクセスしやすいということだと思っておりますが、その場合、別紙2の配置図の左側(西側)から車両の出入りがあると思われるのですが、一日あたりどのくらい出入りするののかということと、そもそもこの道路の交通量はどのくらいになるのか。また北側は通学路にもなっているということで、危険があると思っておりますが、このあたりは、どのようなデータで確認されているのでしょうか。

山田主査

収穫時期によっても異なりますが、予測値として、使用済の培地を運搬する車両数として上半期、下半期、ピーク時に分けて数値を示していただいております。上半期、4月から9月ですが一日あたり8台、下半期、10月から3月ですが、一日あたり21台、ピーク時、2月になりますが、一日あたり25台と予測されており、その他、再生培地の運搬として、一日数台となっております。

それ以外の交通量は、(別紙1の位置図で説明)人家が集中しているのは敷地から東側であり、メインとなる道路も東側にあるため、敷地に接する道路を使用する方は限定されてくるものと思われ、交通量も多くはありません。

柳沢委員

アクセスする場合はもう少し遠くから来る場合もありますので、そのあたりの交通量も考慮したうえでルートを決めてもらえればいいのかと思います。

中島委員

先ほどの説明では調査という話もありましたが、条例に基づいた住民への説明は行っているのですか。先ほどの説明であった区の役員さんのみへの説明だけであったのかお聞きしたいと思います。中野市は、農業、きのこは基幹産業でありますので、決して反対云々ということではなくして、十二分に住民の方々との話し合いの中で設置していかないと、後々、きのこをやめてしまったときになどに後処理をどうするのかということをやはり考えておく必要がある気がしますのでその辺をお聞かせいただければと思います。

山田主査

今回は大きく2本立て、建築基準法に基づくもの、廃棄物処理施設設置許可、これは環境サイドになりますが、こちら長野県が許可する形になりますが、これを同時に進めています。調査、つまり生活環境影響調査につきましては、廃棄物処理法に基づく調査になっています。調査指針が示されていますので、この指針により行われた調査であります。地元住民への説明についてであります、今回につきましては、使用済培地を自家処理するという扱いになり、近隣住民への説明は法的には省かれています。ただし、我々としますと、やはり住民の方のご理解等はいただいておりますので、地元へ説明していただきたいということで、関係区への説明、そして同意をいただいたという経緯があります。

(以降質問無し)

中村会長

では、皆様にお諮りしたいと思います。ただ今の、建築基準法の規定に基づくその他の処理施設、一般廃棄物処理施設の用途に供する敷地の位置につきまして、異議なしとする方は挙手をお願いします。挙手全員であります。よって、異議なしとさせていただきます。

以上で、本日の議案の審議を終了します。なお、市長への答申につきましては、本日の結果を報告することといたしますのでご了解いただきますようお願い申し上げます。

#### 4 その他

中村会長

次に、4その他としまして事務局からお願いします。

富田係長

お手元の報告と書いてあります資料をお願いします。こちらは、中野都市計画道路西町上小田中線及び立ヶ花東山線の事業認可についてということでご報告させていただきます。資料の1ページと右側の平面図をご覧ください。都市計画道路 西町上小田中線及び立ヶ花東山線につきましては、1ページに 今までの経過を載せてございますが、平成28年10月11日に開催しました前回の中野市都市計画審議会におきまして、右側の計画平面図にありますように、都市計画道路の変更についてご審議いただきました。(計画平面図で説明) 黄色の線形であった都市計画道路を、長野電鉄の立体交差を平面交差とするとともに現道を拡幅する、赤い線形へと見直しました。平成28年11月開催の長野県都市計画審議会を経まして、平成28年12月1日に変更が、

完了しております。その後、長野県を事業主体とする街路事業として平成 29 年 4 月 3 日に事業認可がされております。事業認可の範囲については、2 枚目の事業認可範囲平面図をご覧ください。西町上小田中線につきましては、吉田交差点から北東へ、西 2 丁目交差点手前の整備済み箇所までの約 320m、立ヶ花東山線につきましては、長野電鉄の踏切の西側約 20m 先から北信総合病院の北側の市道までの約 270m、合わせて 590m の範囲であります。ひとつ前の計画平面図に戻っていただきますようお願いいたします。左側にありますように道路の標準幅員は 16m であり、片側で歩道が 3.5m、停車帯が 1.5m、車線が 3.0m であります。事業期間は平成 29 年度から平成 36 年度までの 8 年間で予定し、事業費は約 20 億であります。平成 29 年度は、電線共同溝予備設計、踏切詳細設計を行っております。平成 30 年度につきましては、同じく踏切詳細設計、電線共同溝詳細設計の他に用地測量、物件調査に入っていきます。平成 31 年度から用地補償に入り、平成 33 年度から工事着手の予定であります。

中村会長

ただ今の説明につきまして、皆様から質問等ございましたらお願いいたします。

中村委員

要望ですが、早く事業を進めてほしい。近隣の方から要望があります。決めた以上、即、動いてほしい。個人的にランニングをしていて、あの通りは、非常に怖い。広いところから狭くなる箇所ほど怖いところは無い。歩道が無いから。こんな素晴らしい計画を立てていただいて、認可されたのだからぜひ見える形で進めていただきたい。

木下委員

事業主体の長野県北信建設事務所の木下と申します。事業着手になりましたので、しっかりと地元の方と調整していけば進んでいくものと考えていますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、まちづくりも一緒に進めてほしいとのご意見も強くいただいておりますので、出来るだけ早くできるように進めて行きたいと思っております。

(以降質問等無し)

中村会長

報告ということでありますので、皆様ご了承願います。それ以外に皆様から何かございましたらお願いいたします。

(なし)

無いようであれば、本日予定しました会議事項等は全て終了しました。

5 閉 会  
小嶋課長

皆様のご協力ありがとうございました。

委員の皆様には、本日、慎重審議をいただき、ありがとうございました。以上をもちまして、中野市都市計画審議会を閉会いたします。

(終了 午後 3 時 45 分)

=====

※1 雨水処理方法については、  
平成 30 年 3 月 8 日付け建築基準法第 12 条第 5 項の規定による  
報告書により一部変更しています。